

【雇用契約を交わさない訓練等】

制度・事業名 (実施機関)	目的	期間・助成・要件・支援等
<b>委託訓練</b> (高等産業 技術学校)	就職に必要な知識・技能を修得するため、企業等を委託先とし現場を活用した職業訓練を実施し、雇用の促進を図る。	期間：3ヶ月（1ヶ月100時間程度） 助成：委託料の支給
<b>職務試行法</b> (障害者職業 センター)	実際の職場で作業に取り組んで、どれだけ力を発揮できるか、職場になじんでいくことができるか等を見極めるための職場実習制度。	期間：3週間以内 助成：事業所に対し980円/1日
<b>職場適応訓練</b> (ハローワーク)	雇用を前提として、事業所の業務に係る作業について訓練し、作業の環境に適応することを目的とする。	期間：6ヶ月以内（重度障害は1年以内） 助成：委託費として事業所に24,000円/月 (重度は25,000円/月)
<b>職場適応訓練</b> (短期) (ハローワーク)	実際に従事する仕事を経験し、就業に対する自信を与え、事業所には障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらう。	期間：2週間以内（重度障害は4週間以内） 助成：委託費として事業所に960円/1日 (重度は1,000円/1日)
<b>社会適応訓練</b> (健康福祉 センター)	精神障害のある方を対象に、県が委託する協力事業所での作業訓練を通して、社会的自立を促すことにより、社会復帰の促進を図る。	期間：最長3年間
<b>ジョブコーチ 支援</b> (障害者 職業センター)	障害のある方の就職や職業生活の安定を図るため、職場にジョブコーチ等が訪問し、障害のある方が自立した職業生活を送れるよう支援を行なう。また、事業所の方に対し、障害特性に応じた指導方法などに関するノウハウを提供する。	期間：1～7ヶ月以内 (標準2～4ヶ月) ・雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を行ないます。

◆各種制度活用については要件等がありますので、事前に必ず各実施機関にお問い合わせ下さい。各実施機関の詳細については、「4. 相談支援機関のご紹介」をご参照ください。